

那覇市公報

第 1 5 8 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）…………… 651
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 655

◇告 示◇

- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 658
- 平成24年（2012年）11月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 663
- 個人情報業務届出書の公表について（福祉政策課）…………… 663
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（消防本部救急課）…………… 665
- 個人情報業務届出書の公表について（環境保全課）…………… 667
- 平成24年（2012年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件の変更告示について（総務課）…………… 668
- 平成24年（2012年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 669
- 平成24年（2012年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 670

◇公 告◇

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について（区画整理課）…………… 671
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 672
- 液体クロマトグラフィー式の購入に係る制限付一般競争入札の実施について（保健

所準備室) 672

○平成 25・26 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について（契約検査課） 673

○放課後アンケート調査業務委託に係る一般競争入札の実施について（子育て応援課） 674

◇選挙管理委員会告示◇

○当選人の住所及び氏名について 676

規 則

那覇市規則第47号

平成24年12月 3 日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(現金等の収納)</u> 第25条 収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、納入者に<u>現金領収証書</u>を交付しなければならない。<u>ただし、金銭登録機により収納する収入、入場料その他これらに類する収入で現金領収証書を交付し難い収入については、金銭登録機による記録紙、入場券その他をもってこれに代えることができる。</u> 第26条 削除	<u>(現金領収証書の交付)</u> 第25条 収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、納入者に<u>収納取扱員印を押印した現金領収証書</u>を交付しなければならない。 <u>(現金領収証書の交付の特例)</u> 第26条 <u>金銭登録機、自動券売機、自動交付機その他これらに類するもの(以下「金銭登録機等」という。)により収納する収入については、金銭登録機等により発行する領収書をもって現金領収証書に代えることができる。</u> 2 <u>現金領収証書を交付し難い収入で、会計管理者が指定するものについては、現金領収証書の交付を省略することができる。</u> 3 <u>前2項の場合において、納入者が現金領収証書の交付を求めたときは、これを交付するものとする。</u> 4 <u>課長は、金銭登録機等による収納を開始しようとするとき、又は第2項の規定による指定を受けようとするときは、事前に会計管理者と協議しなければならない。</u> 5 <u>第1項の領収書には、領収金額、領収年月日及び課名を表示するものとし、収納取扱員印は省略することができる。</u> <u>(小切手等により納付できる区域)</u> 第31条 <u>令第156条第1項第1号の規定により市長が定める区域は、指定金融機関等が所在する沖縄県内の市町村とする。</u>
<u>(証券納付の条件等)</u> 第31条 歳入の納付に使用することができる小切手は、<u>那覇銀行協会手形交換所加盟店又は加盟店に交換を委託した金融機関を支払人とし、那覇市を支払地と定め</u>	

<u>たもので、かつ持参人払式又は会計管理者若しくは指定金融機関を受取人とし、振出日付けの翌日から起算して、10日以内のものでなければならない。</u>	
（支出命令書の発行）	（支出命令書の発行）
第45条 〔略〕	第45条 〔略〕
2～4 〔略〕	2～4 〔略〕
5 次<u>の各号</u>に掲げる経費については、第1項の規定にかかわらず、請求書類の提出がなくても支出命令書を発行することができる。	5 次に掲げる経費については、第1項の規定にかかわらず、請求書類の提出がなくても支出命令書を発行することができる。
(1)～(7) 〔略〕	(1)～(7) 〔略〕
	<u>(8) 賠償金</u>
6 〔略〕	6 〔略〕
（請求及び領収印）	（請求及び領収印）
第49条 〔略〕	第49条 〔略〕
2 法人又は団体より提出する請求書及び領収書には、法人又は団体の名称及び代表者の地位及び氏名を記載して法人又は団体の代表者の印又は職務上に係るものについては、<u>職印</u>を押させなければならない。	2 法人又は団体から提出される請求書及び領収書には、法人又は団体の名称並びに代表者の地位及び氏名を記載して、法人又は団体の代表者の印又は職務上に係るものについては<u>職印</u>を押させなければならない。<u>ただし、会計管理者がやむを得ないと認める領収書については、この限りでない。</u>
3 〔略〕	3 〔略〕
（前金払）	（前金払）
第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	第63条 〔略〕
(1)～(2) 〔略〕	(1)～(2) 〔略〕
<u>(3) 家屋又は物件の除却に係る補償費</u>	
<u>(4)～(6) 〔略〕</u>	<u>(3)～(5) 〔略〕</u>
	<u>(6) 家屋又は物件の除却に係る補償費</u>
	<u>(7) 市営住宅の建替事業等に伴う入居者への補償費</u>
	<u>(8)～(9) 〔略〕</u>
<u>(7)～(8) 〔略〕</u>	<u>(8)～(9) 〔略〕</u>
2 〔略〕	2 〔略〕
（口座振替の方法による支出）	（口座振替の方法による支出）
第67条 会計管理者は、指定金融機関、那	第67条 令第165条の2の規定により市長が

<u>覇銀行協会手形交換所加盟金融機関若しくはこれらに代理交換を委託している金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替依頼があったときは、指定金融機関に通知して口座振替の方法により支出しなければならない。この場合においては、指定金融機関から送付された口座振替済通知書をもって債権者の領収書に代えるものとする。</u> （各課の整理区分） 第89条 課長は、歳計外現金等の収支を明確にするため歳計外現金等整理簿を備え、<u>第83条</u>の規定により整理しなければならない。	<u>定める金融機関は、指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</u> 2 <u>会計管理者は、指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替依頼があったときは、指定金融機関に通知して口座振替の方法により支出しなければならない。この場合においては、指定金融機関から送付された口座振替済の通知書をもって債権者の領収書に代えるものとする。</u> （各課の整理区分） 第89条 課長は、歳計外現金等の収支を明確にするため歳計外現金等整理簿を備え、<u>第85条</u>の規定により整理しなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第48号

平成24年12月 3 日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（経験年数を有する者の号給） 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の3昇給号給数表のA欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」	（経験年数を有する者の号給） 第14条 [略] (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」

にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数 (2)～(5) 〔略〕 2 〔略〕	にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数<u>（第10条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者にあつては、市長の定めるところにより得られる経験年数）</u> (2)～(5) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 77 号

平成 24 年 11 月 5 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)
1629	真嘉比 37 号	字古島 379－1 字松川 342	780	25.0
1668	真嘉比 76 号	字真嘉比 239 字松川 354－3	508	30～41.5

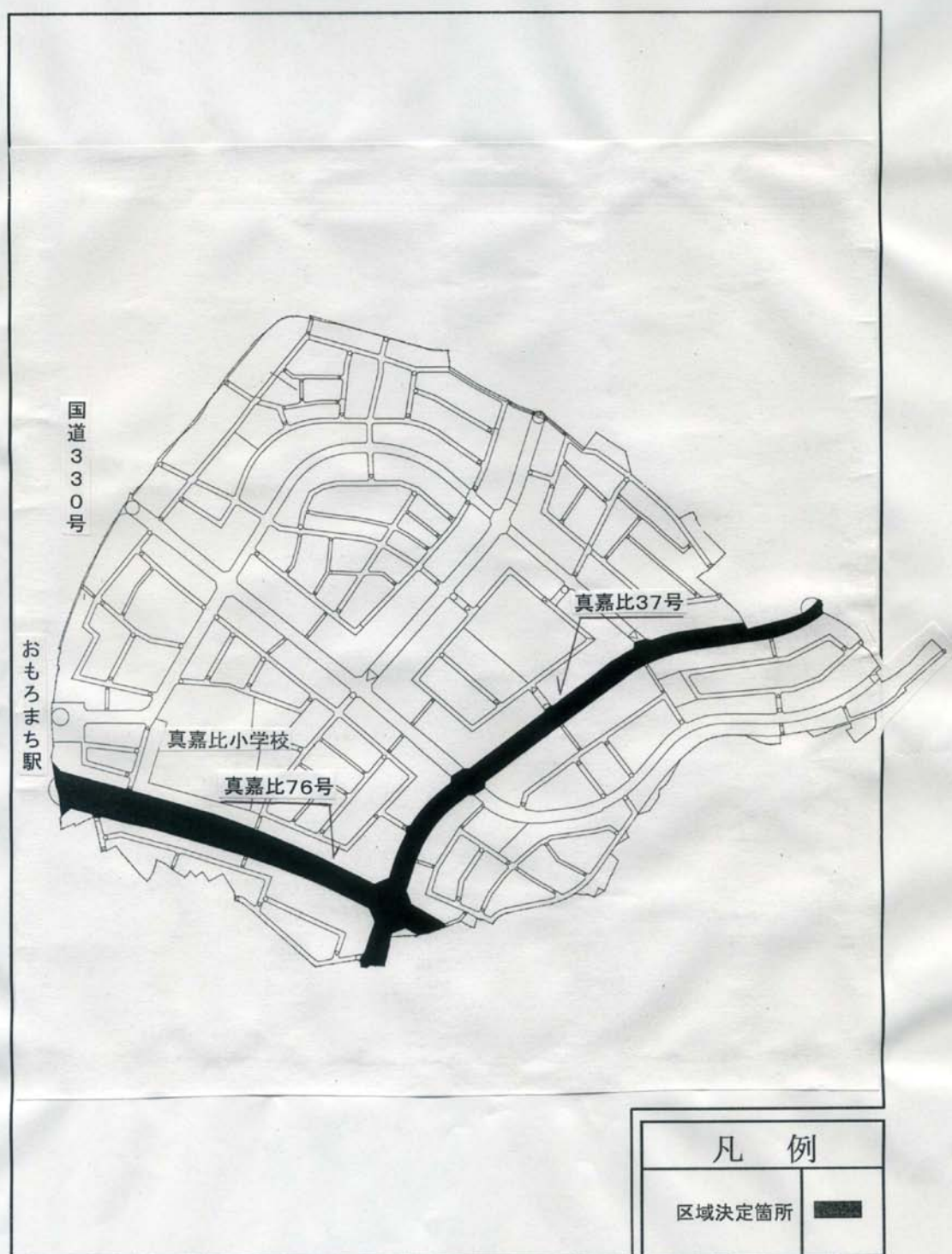
区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 (m)	幅員 (m)
1598	真嘉比 6 号	新	字真嘉比 262－4～ 字古島 385－2	1130	9.0～18.0
		旧	字真嘉比 262－4～ 字真嘉比 153	530	9.0～18.0

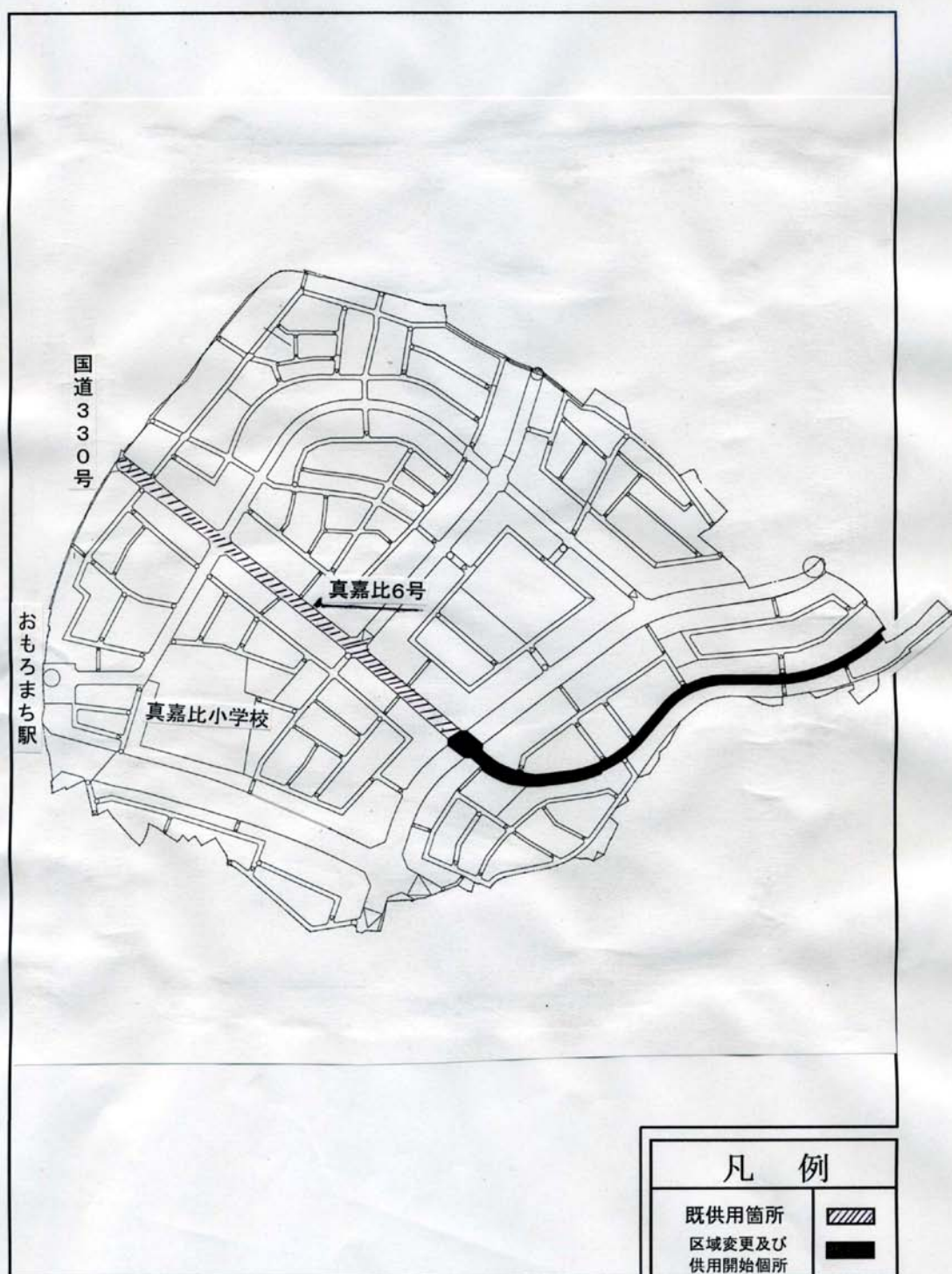
供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)
1612	真嘉比 20 号	字真嘉比 81－2～ 字真嘉比 148－4	160	16.0
1629	真嘉比 37 号	字古島 379－1～ 字松川 342	780	25.0
1645	真嘉比 53 号	字真嘉比 244－13～ 字真嘉比 265－2	260	12.0～16.0
1668	真嘉比 76 号	字真嘉比 239～ 字真嘉比 169	430	30.0～41.5

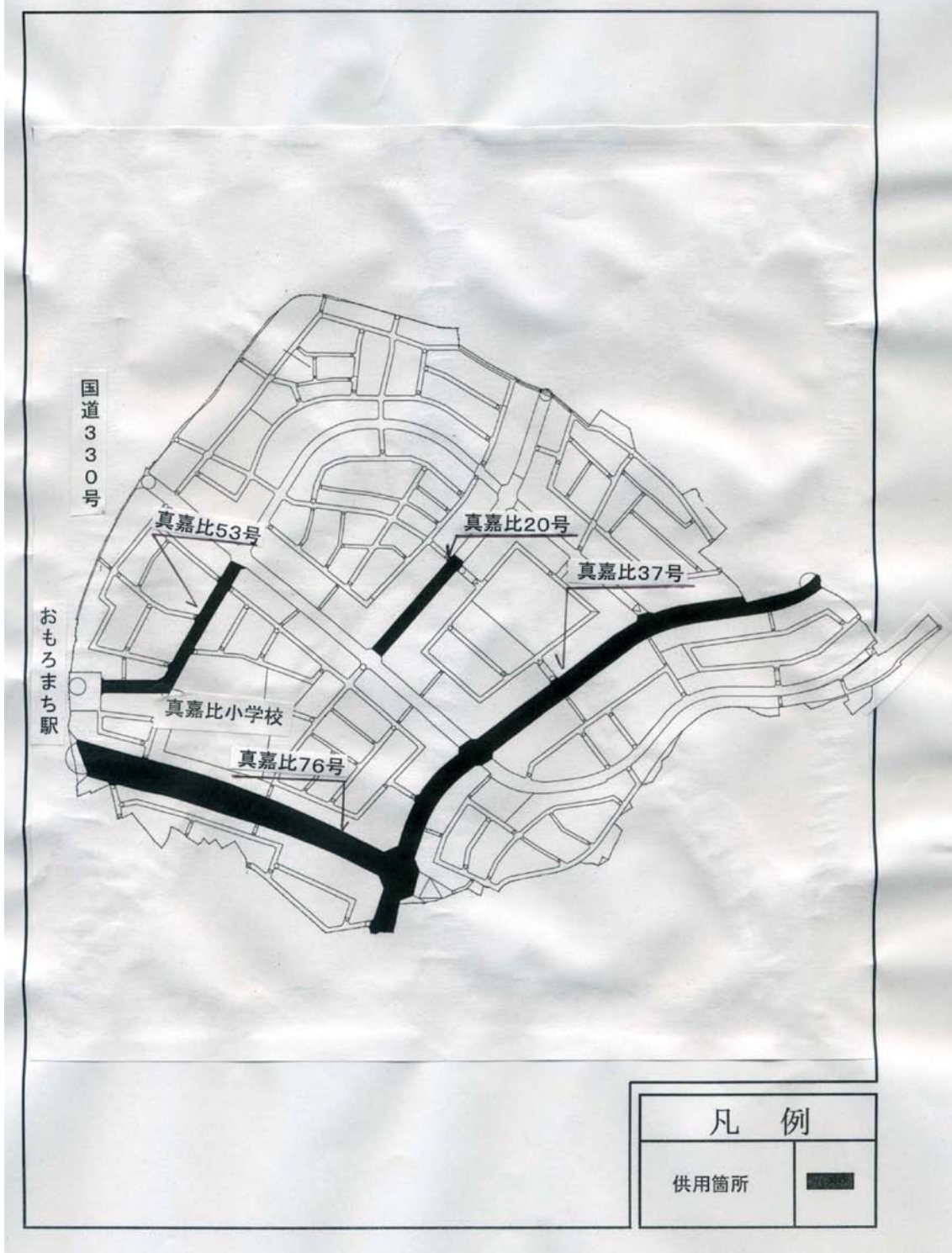
市道路線の区域決定(参考図)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始(参考図)



那 覇 市 告 示 第 80 号

平成 24 年 11 月 13 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 24 年 11 月 20 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）
 - （2）財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）
 - （3）専決処分の報告について（車両物損事故）
 - （4）専決処分の報告について（車両物損事故）
 - （5）専決処分の報告について（部活動時における物損事故）
 - （6）専決処分の報告について（台風時における物損事故）
 - （7）専決処分の報告について（台風時における物損事故）
 - （8）専決処分の報告について（学校事故）

那 覇 市 告 示 第 81 号

平成 24 年 11 月 16 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



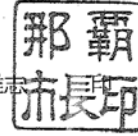
第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成24年10月 1 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号			届出担当課	福祉政策課		
個人情報管理責任者	福祉政策課長					
業務の名称	那覇市避難支援希望者名簿					
業務の目的	那覇市避難支援希望者名簿を本市の関係部署において共有するとともに、地域の支援組織へ提供することで、地域における共助による避難支援体制づくりを推進する					
個人情報の対象者	那覇市に住民登録している自力で避難することが困難な者					
業務の開始年月日	☐ 継続 / ☒ 新規(平成24年10月 1 日)					
個人情報の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他
	■氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	■健康状態	☐
	■住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐
	■性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	■病 歴	☐
	■生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	■障害程度	☐
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☐ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐
	■続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	■親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
■その 他 友人、知人	☐ その 他	☐ その 他	☐ その 他	■その 他 要介護認定	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) / ☐ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備考	1 本業務は、条例8第2項第5号及び第5号審議会事項の「個人情報を本人以外のものから収集できる場合の類型事項」4に該当。 2 平成25年4月1日以降は、総務課市民防災室が所管する。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 82 号

平成 24 年 11 月 16 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 109号

平 成 24年 10月 3日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 116件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年10月 3日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24年8月1日から、平成24年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 83 号
平成 24 年 11 月 16 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

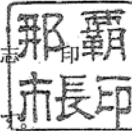
平成24年11月 6 日

那覇市長 様

実施機関

那霸市長

翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課		環境保全課 電話 951-3229		
個人情報管理責任者		環境保全課長				
業務の名称		市内井戸・湧水等調査事業				
業務の目的		市内の井戸・湧水等の現状を把握することによって、水資源有効利用の基礎資料とする。				
個人情報の対象者		市内に井戸等を管理する一般市民				
業務の開始年月日		☐ 継 続 / ☒ 新 規(平成24年11月6日)				
	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他の
個人情報の内容	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他	☐ 思想 ☐ 宗教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯歴等 ☐ ☐ ☐ その他	☐ 職業 ☐ 地位 ☐ 学歴 ☐ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	☐ 収入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ その他 (井戸の状況)	☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 病歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法		☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公益性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☒ その他(H.P掲載)				
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他				
備考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 84 号

平成 24 年 11 月 20 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の変更告示について

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会の付議事件における次の事件を変更する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

変更前の付議事件

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）

変更後の付議事件

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）

那覇市告示第 85 号

平成 24 年 11 月 20 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）

那覇市告示第 86 号

平成 24 年 11 月 20 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 24 年（2012 年）11 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

1 委員会への付託請願

那覇市の犬猫の収容施設に殺処分施設を併設することのないよう求めることについて

2 委員会への付託陳情

- （1）大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて
- （2）超高層マンションベランダ手すりガラス脱落事故の原因究明と再発防止を求めることについて

公 告

那覇市公告第 238 号

平成 24 年 11 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那覇市	字真嘉比	真嘉比原	翠原	の全部
		前原	西原 後原	
	字古島	真嘉比川原	東原	の一部
	字松川	与那覇堂原	今帰仁原 後原	
	字大道	上大道原	下大道原	

4 事 業 施 行 期 間 昭和 63 年 12 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
那覇市 都市計画部 区画整理課

6 事業計画の決定年月日 昭和 63 年 12 月 12 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 24 年 11 月 14 日

那覇市公告第 240 号

平成 24 年 11 月 16 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 244 号

平成 24 年 11 月 26 日

掲 示 済

液体クロマトグラフィー式の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 液体クロマトグラフィー式の購入

2 納入場所 沖縄県中央保健所

3 納入期限 平成25年3月31日（日）

4 問合せ先 那覇市 健康保険局 保健所準備室 担当 山城・當間
TEL:098-862-0568 FAX:098-862-4263
E-Mail : k-hoken001@neo.city.naha.okinawa.jp

5 詳細内容 購入物品や入札参加資格要件等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 260 号
平成 24 年 12 月 3 日

平成25・26年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付
について

平成25・26年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

- 2 競争入札参加資格審査の申請書（本市様式）及び提出要領の配布期間
平成24年12月14日（金）～平成25年1月15日（火）
※12月中旬に那覇市ホームページにも掲載します。
- 3 配布場所
都市計画部契約検査課（平成24年12月14日（金）から平成24年12月28日（金）は那覇市銘苅庁舎5階、平成25年1月4日（金）から平成25年1月15日（火）は那覇市新庁舎9階）
- 4 受付期間及び受付場所
平成25年1月4日（金）～平成25年1月31日（木）
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
※ 受付は全て持参の上面談審査になります。
（郵送による受付はいたしません。）
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
都市計画部契約検査課契約G 電話番号 098-951-3253

那覇市公告第 261 号
平成 24 年 12 月 3 日

放課後アンケート調査業務委託に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項に基づき、放課後アンケート調査業務委託に係る一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 業 務 名 | 放課後アンケート調査 |
| (2) 履行場所 | 那覇市上之屋1丁目2番1号 子育て応援課 |
| (3) 履行内容 | 仕様書による |
| (4) 契約予定日 | 平成24年12月下旬 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から平成25年3月31日まで |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (6) 過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年12月21日（金）午前10時
- (2) 場所 那覇市上之屋1丁目2番1号
仮庁舎A棟2階 税制課会議室

※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

那覇市契約規則第12条第1項第2号の規定に基づき免除。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成24年12月10日（月） 午後5時15分
- (2) 提出場所 那覇市上之屋1丁目2番1号 仮庁舎C棟1階 子育て
応援課

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市こどもみらい部子育て応援課育成環境G
〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号
電話 098-861-6951 FAX 098-862-9669

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 50 号

平 成 2 4 年 1 1 月 1 2 日

掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成 24 年 11 月 11 日執行の那覇市長選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

当選人

住 所	氏 名
沖縄県那覇市字大道 48 番地	翁 長 雄 志